

(財) 財務会計基準機構会員



平成 19 年 8 月 21 日

各 位

会 社 名 宝 印 刷 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 堆 誠 一 郎
証 券 コ ー ド 7 9 2 1 (東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 情 報 取 扱 責 任 者 ・ 執 行 役 員 総 務 人 事 部 長
加 島 英 一
(T E L 0 3 - 3 9 7 1 - 3 1 0 1)

本日の一部報道について

本日の一部新聞（報道機関）において、当社の元社員が、弊社の顧客であります上場会社の情報を利用し、インサイダー取引に関与した疑いがあるとの報道がなされました。

かねてから、当社は、証券取引等監視委員会の調査に全面的に協力してまいりましたが、今後、開示すべき事実が判明次第、速やかに開示いたします。

以 上

当社は、従前から、当社が取り扱う情報につきましては、全てがインサイダー情報であるとの認識のもと、その管理を行ってまいりましたが、さらに、近年取り組みました「インサイダー情報管理」に対する取り組みについてご説明させていただきます。

当社では、従前から当社で取り扱う企業情報は全てインサイダー情報であるとの認識の下、情報を管理するとともに、全役職員から採用時を含み毎年「機密保持誓約書」を提出させるなどのほか、社内規程や社内教育等により全職員に対し、コンプライアンスに対する意識の徹底とインサイダー取引を未然に防止するべく様々な取り組みを行ってまいりました。

1 株式売買の原則禁止

平成19年7月1日付で、インサイダー取引管理規程を改正し、全役職員による株式の売買を自社株式などの例外を除き原則禁止といたしました。

2 最重要情報に触れる人数をより一層制限

当社で取り扱う企業情報は全てインサイダー情報であるとの認識の下、当社に入ってくる企業情報をインサイダー情報としての重要度を加味し、その中で、株価に確実に影響を与えると見込まれる情報、例えば、未公表の株式分割、TOB・M&A、エクイティファイナンス、などを最重要情報と位置づけ、もっとも強固な体制で臨むべきインサイダー情報として平成18年9月よりは、専門部署（営業業務部IPO・PO課）で担当するなどの体制をとっておりましたが、

平成19年7月からは、この最重要情報に触れる人数をより一層制限し、さらに最重要情報に触れる可能性のある全役職員からは事前に「機密保持誓約書」のほかに新たに「インサイダー情報取扱誓約書」を徴収し、自覚をうながしております。

3 最重要情報の「見えない化」

平成19年8月からは、最重要情報の「見えない化」すなわち、作業情報の管理システム、入力文書の保存システム、作業進捗の可視化システム、活動報告システムに現行よりさらに大幅な制限を加え、ごく少数の情報取扱者以外は最重要情報が取り扱えないようにいたしております。

これにより、個別案件では、インサイダー情報の公表までは関与者数を大幅に抑制できると考えております。

なお、当然なことではありますが、このほかに社員教育の徹底、ITセキュリティの確保等々一般に行われている対策等も継続的に実施してまいります。

以上